

2025年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(新1年生向け)

以下に続く資料は、2025年3月4日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイト等に追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイト等をチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、この資料とあわせて、各科目のシラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2025/3/4 現在

憲法Ⅰ 平良 小百合

「憲法Ⅰ」の授業では、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の分野に関する授業を行います。（ただし、適正手続、国務請求権、参政権については、1年次後期の「憲法Ⅱ」で対応するので、取り扱いません。）授業開始時までに、まずは大まかにでも憲法の体系、基本的な考え方を把握するために、教科書として指定した芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）を通読しておいてください。「憲法Ⅰ」で扱う範囲は非常に広いので、教科書に書かれていること全てを授業中に説明することはありません。基本的な用語の定義、憲法上の権利保障の沿革等は、各自、教科書を読んで把握しておいてください。また、余力があれば、教科書に取りあげられている判例については、長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）に記載されている〈事案〉、〈判旨〉と照らし合わせながら読んでください。

授業では、いわゆる三段階審査論を用いて説明していく場面もあります。同論に基づく渡辺康行ほか『憲法Ⅰ基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）や小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）で、三段階審査とは何かという部分を読んでおくと、理解がスムーズになるでしょう。

その他、参考文献を授業中に紹介することもあります。

〈初回授業の予習課題〉

初回の授業までに、必ず manaba に掲載の第1回のレジュメに目を通すとともに、そこに掲載されている判例について、〈事案〉と〈判旨〉を『憲法判例百選』で確認しておいてください。また設問についても考えておいて下さい。授業時に、判例の事案、判旨を説明していただくほか、設問に対する受講者の考えを述べていただきます。

+++++

民法Ⅰ 鳥山 泰志

指定テキスト（山本敬三監修、香川崇ほか『民法Ⅰ総則（有斐閣ストウディア）』）の第1章を通読したうえで、別添のファイル（※）の「Q」に対する答えを用意しておいてください。

※別添のファイルは予習指示本文の最終ページ以降に掲載しています。

+++++

民法Ⅱ 小峯 庸平

民法Ⅱでは、春夏学期の 23 回の授業を通じて、「債権各論」について学んでいただきます。債権各論は、債権の発生原因である①契約と②法定債権（事務管理・不当利得・不法行為）を扱います。

初めて民法を学ぶ学生が、民法Ⅰ（総則・物権）や民法Ⅳ（家族）と併せて、洪水のような情報量の中で民法の全体像をつかんでいただくことが、カリキュラム上の大きな目標になります。

授業は、予習として教科書を読んでいただくことを前提として講義を進めていきます。教科書の内容に沿った予習用質問をあらかじめ提示し、質問に対する答えを準備する過程で教科書を読んでいただくこととなります。授業内では、予習用質問についてこちらから問いかけを行い、学生の応答を踏まえて、教員から、その補足をしたり、陥りやすい間違いなどを説明していくこととなります。

また、授業を通じての知識の定着度を確認するために、週に一度小テストを実施することを予定しています。小テストの準備をすることが、授業の復習となることでしょう。

もともと、週に 2 回の授業に対して、1 回当たりの予習範囲は教科書の 30 頁前後となります。毎回の授業の予習で、初めて読むものを 30 頁読んでいくのは、相当に目まぐるしいものになります。事前説明会では、全体像をつかむ一冊を読むように、とお伝えしておりますが、この案内を目にしている時点では、教科書にあらかじめ目を通し、用語や内容に馴染んでおくことの方が優先順位が高いかもしれません。民法Ⅱの授業では、はじめに②法定債権の中から不法行為を取り扱います。このあたりから、まずは読み始めてみてください。

初回に向けた予習用質問は、4 月の第 1 週の間には manaba を通じて配布します。

+++++

民法Ⅳ 石綿 はる美

民法Ⅳ（親族法、相続法）の授業は、春夏学期にわたり隔週で計 6 回行います。シラバスの記載を事前に必ず確認し、授業日を間違えないよう注意してください。春休みの間は、民法Ⅰ・Ⅱの予習を中心に行っていただければと思いますが、民法Ⅳについて予習をしたい人は、以下のいずれかの該当箇所を読んで予習をしてみてください。

- ・山本敬三監修『有斐閣ストウディア民法 7 家族』（有斐閣、2023 年）
- ・道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第 4 版〕』（日本経済新聞出版、2022 年）
- ・潮見佳男『民法（全）〔第 3 版〕』（有斐閣、2022 年）

教科書としては、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『リーガルクエスト民法Ⅵ〔第 7 版〕』

(有斐閣、2024 年)を指定しますが、初めて読む教科書としては少し難しいかもしれません。

ある程度学修が進んでいて、事例問題を解いてみたいという人には、沖野眞己・窪田充見・佐久間毅編著『民法演習サブノート 210 問[第 2 版]』(弘文堂、2020 年)をお薦めします。もっとも、同書は、春ごろに、第 3 版の刊行が予定されていることから、急いで購入する必要はありません。出版社の HP など刊行状況を確認してみてください。

初回授業の予習用課題は、遅くとも 4 月上旬には manaba に掲載いたします。

なお、担当者が 2023 年度に学部の民法(家族)の講義を担当した動画やレジュメが、google classroom(クラスコード:w152nrv)上で確認できます。全部で 13 回の講義で、当時と法律が改正されている部分等一部ありますが、こちらにも必要に応じて、適宜、ご活用ください。

+++++

刑法 I 酒井 智之

刑法 I では主として刑法各論を取り扱います。刑法総論に関する事項は主として刑法 II で取り上げることとなりますが、この授業でも必要に応じて最低限の内容を適宜紹介します。

各授業の前にあらかじめ予習内容を掲示するので、該当範囲のテキストを読み、予習内容に記載された問いに対する回答をあらかじめ用意するようにしてください。第 1 回の予習内容については、後ほど別に案内します。

第 1 回の授業が始まるまでの予習として取り組んでもらいたいのは、刑法各論の教科書を(第 1 回で取り扱う範囲だけでなく全体を)一読しておくことです。もちろん、あらかじめ全ての事項について完全な記憶・理解を求める趣旨ではなく、刑法各論における議論の全体像を大まかに把握してもらうためのものです。

教科書として指定するのは、本庄武(編)『ベイス刑法各論』(八千代出版、2022)です。難解な記述が少なく、判例の立場の解説に重点が置かれているため、未修者が最初に読むテキストに適していると思われます。もっとも、必ずこれを用意してもらいたいというわけではなく、既に他の基本書・教科書をお持ちの場合や、書店等で目を通し自分とは相性が悪いと感じた場合には、他のものを使用していただいて構いません。また、前述のテキストはあくまで初学者向けのものです。今後の学修において授業や予習・復習をこなし、理解を深めるためには、より詳細な内容の基本書・教科書を参照することも(ときに)必要になってきます。第 1 回の授業でいくつか紹介しますが、たとえば井田良『講義刑法学・各論(第 3 版)』(有斐閣、2023)などが挙げられます。

+++++

導入ゼミ 高平 奇恵

『刑事訴訟法判例百選〔第11版〕』に掲載されている事案を1件選び、判決全文及び評釈を読んだ上で、どこがわからないか（わからないところはないという結論でももちろん大丈夫です）を確認してきてください。なお、判例評釈は、一橋大学附属図書館ウェブサイトから、My Library にログインし、データベース「Westlaw Japan」を利用して入手することが可能です。また、判決全文は、データベース「LEX/DB インターネット」を利用して入手することが可能です。

民法 I 別添ファイル

第1章 インTRODクシヨン—民法の基本原則

I さまざまな法の中における民法の位置

1 公法と私法

事例1 (CASE1-1) Aは、Bをなぐって怪我を負わせた。Bは、治療費として20万円を病院に支払った。

→刑法(Aは刑罰を受ける)と民法(AはBに損害賠償責任を負う)

* ポイント:1つの出来事があったとして、適用されるのは1つの法律とは限らない。複数の法律が適用されうる。法律は、それぞれ異なる世界観を持つことがある。

Q1 公法とはどのような法をいうのか。また、私法とはどのような法のことをいうのか。

Q2 次の法律(法)は、公法と私法のいずれに当たるか。

①民法、②刑法、③会社法、④消費者契約法、⑤民事訴訟法、⑥刑事訴訟法、⑦憲法、⑧行政法、⑨商法

◎ 民事法と刑事法という区別

民事法=民法その他の私法+民事訴訟法

刑事法=刑法+刑事訴訟法

Cf. 公法=憲法+行政法

2 一般法としての民法

事例2 (CASE1-2) Aは、Bから甲建物を賃借している。ある日、Bから賃貸借契約を解除して、甲建物から出て行ってほしいといわれた。追い出されたくないAは、法律がどうなっているかを調べたところ、民法と借地借家法に賃貸借の解約ルールが定められていることがわかった。A B間の賃貸借の解除は、どちらの法律によって定まるか。

* ポイント:複数の法律が適用されそうな場合であっても、それらの法律が一般法と特別法の関係にあるときは、実際に適用される法律はそれらのうちの1つだけ。

Q3 一般法とはどのような法をいうのか。また、特別法とはどのような法をいうのか。

* 一般法か特別法かは相対的/「民法は私法の一般法」

II 民法の全体像

1 民法の対象：財産法と家族法

民法の目次 第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続

↳ 財産法

↳ 家族法

2 財産法

(1) 物権（物を直接的・排他的に支配する権利〔㊦p.6は「物に対する権利」〕）

Q4 (CASE1-3) Aは甲土地を所有するが、Bが乙自動車を甲地上に放置している。AとBは面識がない（→契約関係はない）。Aは、Bに乙をどかすよう求めることができるか。

◎ 所有権：(206条) 自由な物の使用・収益・処分

* 制限物権（用益物権＋担保物権）

(2) 債権

Q5 債権とはどのような権利をいうか。

Q6 Aは、B銀行から、3000万円を借り受けた（→587条の消費貸借契約を結んだ）、B銀行は、Aの父親Cに3000万円の返済を求めることができるか。

Q7 債権の発生原因を4つ述べよ。

(3) 家族法

◎ 婚姻・離婚・親子／相続（人の死を原因とする財産の移転）

III 民法全体の中での民法総則の位置づけ

1 「総則」とは何か

◎ 総則＝共通ルール ←1つの法律において総則が数段階で存在する点にパンデクテン体系の特徴がある。 Cf. インスティトゥティオネス体系

2 民法総則の内容

◎ 民法総則＝権利（私権〔＝人格権[Ex. 生命・身体・名誉]、財産権[物権・債権]、身分権[Ex. 夫婦・親子]、社員権[Ex. 株主権]〕に関する共通ルール

◎ 権利の主体（第2章人、第3章法人）、権利の客体（第4章物）、権利の変動（第5章法律行為、第7章時効）

IV 民法の適用

(1) 法的ルールと法的三段論法

- ◎ 一般の三段論法：①AならばBである。②CはAである。③よって、CはBである。
- ◎ 法的三段論法とは…前提「条件Aがあるときは、結果Bが生じる」のAを法律要件といい、Bを法律効果という。
 - ：①A（法律要件）→B（法律効果）。②C（事実）=A（法律要件）。
 - ③よって、C（事実）→B（法律効果）。

(2) 法の解釈とは

- ◎ 法律要件の意味（条文の読み方）を明らかにする行為。
 - * ポイント：答案を書く際には、多くの場合においてAの法律要件を解釈付きで示すことが求められる。そのように解釈する根拠（理由付け）も提示することが「論じる」こととなる。

V 民法の基本原則

1 4つの基本原則

- ◎ 1条（公共の福祉・信義誠実の原則〔信義則〕・権利濫用の禁止）、2条（個人の尊厳・男女平等）
 - =一般条項（要件・効果が明確に定められていない）

2 信義則と権利濫用

(1) 信義則

事例3 (CASE1-8) Aは、Bから20万円を借り受けた。AB間では、半年後を返済期日とし、返済にあたっては元本20万円に加えて年利18%の利息（半年分なので1万8千円）も支払うこと、その支払がなかったときは10万円の違約金を支払うことが約束された。しかし、Aは、利息の計算を誤り、合計21万7千円しかBの口座に入金しなかった。Bは、Aに10万円の違約金の支払を求めることができるか。

- ◎ 債務者が債務を弁済すると、債務（債権者からみれば債権）は消滅する。債務が消滅したから、以後、債務者に債務不履行責任（≡契約違反によって生じる責任。損害賠償責任や違約金を支払う責任等）は生じない。
- ◎ 492条「債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。」
 - 債務は消滅していないが、「弁済の提供」という債務者が債務の内容を実現するためにすべきことをしたときは、以後、債務者に債務不履行責任は生じない。
 - 判例は事例3のような事件で、Bが債務の履行がなかったと主張することは、信義則に照らして許されないと判断。
 - * 信義則は、特に契約当事者間で、民法の形式的な適用で済ませるのではなく、契

約締結に至った個別具体的な事情等に着目し、柔軟な解釈（→妥当な結論）を導くことを可能とする。

- * 類似の事件を繰り返し「信義則」を通じて解決することで、個別具体的な事案解決にとどまらず、定型的・一般的に妥当する規範に高められることがある（Ex. 無権代理人が本人を相続した場合の追認拒絶の可否）。

(2) 権利濫用

事例 4 (CASE1-9) 宇奈月温泉は、黒部川上流の源泉から木管で湯を引いて営業されていた。A が巨費を投じて敷設された引湯管は全長 7.5km にも及んだが、そのうちの 6m ほどが B 所有の甲土地 2 坪を通過していた。AB 間では甲土地の利用権について特段の合意がされていなかった。甲土地は荒地で経済的価値は皆無といって差支えなかったが、A による無断使用の事実を知った C は、甲土地を B から買い受け、A に対して、甲土地を時価の数十倍の価格で買い受けるよう求めた。A がこれを拒んだため、C は、所有権に基づいて引湯管の撤去を求める訴えを起こした。

- ◎ 事例 4 の C は、所有権者であり、甲土地の所有権の侵害を受けているから、物権的請求権を有するが・・・